

**令和5年（2023年）第3回 枚方市教育委員会
定例会議案書**

日程 1	教育長報告
---------	-------

案 件 名		
日程 2	報告第32号	臨時代理事項の報告について (1) 令和4年度優秀教職員表彰について
日程 3	報告第33号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（「枚方市職員給与条例等の一部改正について」の訂正について）の意思決定について
日程 4	報告第34号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の意思決定について
日程 5	議案第24号	「学校トイレ整備における基本的な考え方」の策定について
日程 6	議案第25号	「学校施設のエレベーター整備等に関する方針」の策定について
日程 7	議案第26号	「令和5年度学校園の管理運営に関する指針」の策定について

日程 8	議案第27号	「枚方版ICT教育モデル」の一部改訂について
日程 9	議案第28号	学校運営協議会委員の委嘱について

○開催日時 令和5年（2023年）3月27日 午前10時00分から
 ○開催場所 輝きプラザから3階 教育委員会室

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)3月27日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 1 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第28号 令和4年度優秀教職員表彰について

- 2 -

令和4年度優秀教職員表彰について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）2月28日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 3 -

「令和4年度優秀教職員表彰」について

1. 内容

教職員の一層の職務意欲を高め組織の活性化を図るとともに、元気で独創的な学校と教育を創造するため、枚方市内の公立学校において模範となる実践活動や優れた提言、提案を行った教職員・チームのうち、特に顕著な業績をあげたもの（様々な教育課題に対する効果的な実践活動及び優れた提言、提案であり、かつ、枚方市内の公立学校の模範となるような業績をあげた教職員・チーム）を表彰する。

2. 対象

枚方市立小中学校の教職員〔校長、教頭、教諭（首席及び指導教諭含む）、養護教諭（指導養護教諭含む）、栄養教諭（指導栄養教諭含む）、事務職員〕及びチーム

3. 選考について

□ 選考基準

次のいすゞみに該当し、枚方市内の公立学校において模範となる顕著な業績をあげていること。

- (1) 児童・生徒の教科指導や生徒指導等（生徒指導、進路指導、栄養指導など）において、指導方法の工夫や意欲的な取組みにより優れた成果をあげていること。
- (2) 学校運営改善や地域との連携・協働、学校事務改善等において、学校の活性化に向けての創意工夫や貢献などが特に優れ、顕著な成果をあげていること。
- (3) 教材開発や指導方法の工夫、学校運営改善等において、特に優れた研究・提案等を行っていること。
- (4) その他、前各号と同等の実績又は貢献をし、他の模範として推奨に値するもの。

□ 効績の具体例 別添のとおり

4. その他

- ・表彰件数 : 特別枠を設定しない。
- ・スケジュール : 令和5年2月中旬=審査及び決定、同年3月初旬=表彰

令和4年度 優秀教職員表彰 候補者（個人・学校・チーム）リスト				
学校名	表彰区分	役職、氏名等	功績	推薦者（課）
跬距東小	個人	校長 桐山智巳	学校の教育力向上（同僚性を高める組織運営：義務教育の推進） 働き方の意識改革や労働安全衛生を基盤とした働きやすい職場づくりに尽力した。教員養成大学の授業受け入れの際、共同出版から取材を受け「教職課程」11月号に掲載されるなど、本市教育活動の発展に大いに貢献した。	教職員課長
猪西中	個人	指導主任 長船ゆかり	学校の教育力向上（支援教育コーディネーターとしての実績） 令和3年度に大阪府の依頼を受けて他市町村教職員に向けて「成長を促す指導」の実践発表を行った。今年度は、これまでの取り組みについて市教研など他校から問い合わせなどもあり、実践の発信を行っている。	学校長
津田南小	個人	教諭 中平加奈子	篠がいのある子どもの自立支援（インクルーシブ教育） 教育研修担当の研修講師として市内教職員への発信を行った。	学校長
東香里中	個人	副主事（再任用） 大家正己	学校の教育力向上（学校の抱える課題の解消） 教員の教育活動を支える者として学校運営に参画している。教員の予算に対する意願向上などについても、教員への支援助言に努めるとともに、会計処理については常に透明性・公正性の確保に尽力している。	学校長
津田小	学校		学校の教育力向上（学校の抱える課題の解消） R3・R4の2年間で、児童・生徒支援OOを中心とした生徒指導体制の構築をめざし、学校が抱える諸課題の解消に変化をもたらした。	児童生徒支援課
小倉小	学校		学校の教育力向上（ICTを活用した授業力向上） 令和4年度大阪府教育庁スマートスクール実現モデル校「ICTを活用した豊かな言語活動の中で出会う楽しい国語～つけたいが付く単元デザイン～」の研究やApple・朝日新聞等で実績発表を行ってきた。	教育研修課長
禁野小	学校		学校の教育力向上（人材育成・学力向上の取り組み） 新校初年度、児童や保護者、地域の方々に不安や心配があった中、信頼される学校作りににおいて意力した。新分室など学校の新体制を一から構築しただけでなく、通常業務以外に「新しい禁野小学校の校舎」建設について何度も意見交換を行い、今後の枚方市のモデルとなる学校作りに意力している。	学校長
第四中	学校		学校の教育力向上（文科省「学力向上のための基礎づくりに關注する調査研究」、大阪府「篠かね学びをはぐくむ学校づくり」推進校） 上記取り組みについて、令和4年12月1日に公開授業と2年間の研究報告を行った。	教育指導課長
枚方中	学校		学校の教育力向上（ICTを活用した授業力向上） 令和3年度スマートスクールの取組以来、通常業務での隔離授業などの実践を行った。	教育研修課長
楠葉西中	チーム	楠葉西中学校 RMP委員会	学校の教育力向上（学級運営で実績発表） の実績、一人一台端末での隔離授業などの実践を行った。	教育研修課長
	チーム	副読本改定 編集委員会	【わたしたちのまち教方】の作成 日本初のデジタル副読本となる「わたしたちのまち教方」の作成に向けての取組及び教材の作成を行った。当教材は令和5年度4月より市内小学校3・4年生の授業で活用されることとなっている。	教育指導課長

報告第33号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年) 3月27日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第29号 議会の議決事項（「枚方市職員給与条例等の一部改正について」の訂正について）の意思決定について

- 7 -

臨時代理第29号

議会の議決事項（「枚方市職員給与条例等の一部改正について」の訂正について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月2日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 8 -

枚方市議会定例会（令和5年3月定例月議会）提出議案第123号訂正前後対照表
「枚方市職員給与条例等の一部改正について」の訂正について（議案書298ページ）

訂正前後対照表

訂正後	訂正前
<p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の枚方市職員給与条例（以下「新給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。この場合において、<u>同条</u>の規定による改正前の枚方市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、<u>新給与条例</u>の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、この条例の施行の日以後最初の給料の支給の日に支給する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の枚方市職員給与条例（以下「新職員給与条例」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「新会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。この場合において、<u>第1条</u>の規定による改正前の枚方市職員給与条例及び<u>第2条</u>の規定による改正前の枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、<u>新職員給与条例</u>及び<u>新会計年度任用職員給与条例</u>の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、この条例の施行の日以後最初の給料の支給の日に支給する。</p>

- 9 -

枚方市条例第 号

枚方市職員給与条例等の一部を改正する条例

（枚方市職員給与条例の一部改正）

第1条 枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）の一部を次のように改正する。

附則第6項、附則別表第1及び附則別表第2を削る。
別表第5を次のように改める。

別表第5 (第5条関係)

職員の区分	職務の級号給	教育職給料表		
		1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	163,100円	178,800円	290,900円
	2	164,600	180,800	294,200
	3	166,100	182,900	297,500
	4	167,600	185,000	300,800
	5	169,300	186,800	303,500
	6	171,200	189,000	306,600
	7	173,000	191,100	309,700
	8	174,800	193,300	312,900
	9	176,500	195,400	315,700
	10	178,500	198,200	318,800
	11	180,500	200,800	321,900
	12	182,400	203,300	325,000
	13	184,200	206,200	328,000
	14	186,400	207,800	330,300
	15	188,500	209,200	332,700
	16	190,700	210,800	335,100
	17	192,800	212,500	337,400
	18	195,400	213,300	339,800
	19	197,800	214,100	342,300
	20	200,100	214,900	344,600
	21	202,600	215,900	346,900
	22	204,200	217,100	349,300
	23	205,700	219,200	351,700
	24	207,300	221,200	354,100
	25	208,700	222,900	356,500
	26	209,400	225,200	358,500
	27	210,100	227,400	360,500
	28	210,800	229,700	362,500
	29	211,600	230,900	364,400
	30	212,700	233,800	366,300
	31	214,600	236,800	368,100
	32	216,400	239,700	370,000
	33	217,900	242,700	372,000
	34	219,800	245,600	373,900
	35	221,800	248,400	375,700
	36	223,800	251,200	377,500
	37	224,700	253,100	379,400
	38	226,600	255,700	381,200
	39	228,500	258,700	382,900
	40	230,300	261,600	384,600
	41	232,200	264,400	386,300
	42	233,900	266,100	388,100
	43	235,600	269,100	389,900
	44	237,300	271,400	391,600
	45	238,200	273,800	393,200
	46	240,000	276,100	395,000
	47	241,800	278,600	396,800
	48	243,600	281,000	398,700
	49	245,200	282,900	400,400
	50	246,700	285,300	402,100
	51	248,200	288,100	403,800
	52	249,400	290,700	405,400
	53	250,400	292,800	406,800
	54	251,900	295,400	408,100
	55	253,400	298,000	409,300
	56	254,800	300,400	410,500
	57	255,900	302,500	412,100
	58	257,200	305,200	413,300
	59	258,400	307,900	414,600
	60	259,600	310,500	415,900
	61	260,900	312,900	416,900

128	311,500	406,900	
129	311,900	407,800	
130	311,900	407,800	
131	312,100	408,400	
132	312,300	408,800	
133	312,500	409,100	
134	312,700	409,500	
135	312,900	409,900	
136	313,100	410,300	
137	313,300	410,700	
138	313,500	411,100	
139	313,700	411,500	
140	313,900	411,900	
141	314,100	412,300	
142	314,300	412,600	
143	314,500	412,900	
144	314,700	413,200	
145	314,900	413,400	
146	315,100	413,700	
147	315,300	414,000	
148	315,500	414,300	
149	315,700	414,600	
150	315,900	414,800	
151	316,100	415,000	
152	316,300	415,200	
153	316,500	415,400	
154	316,700	415,600	
155	316,900	415,800	
156	317,100	416,000	
157	317,300	416,200	
158		416,400	
159		416,600	
160		416,800	
161		417,000	
再任用職員	181,760	221,440	265,280

備考

1 この表は、教育職員に適用する。
2 この表の適用を受けた職員のうち、その職務の段階が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円(再任用専門職員)を加算した額とする。

(枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
第2条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年枚方市条例第2号）

の一部を次のように改正する。

附則第6項及び第7項を削り、附則第8項を附則第6項とし、附則第9項を附則第7項とする。

附則別表第1及び附則別表第2を削る。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第4条関係）

職務 の級 号給	教育職給料表	
	1級	給料月額
1		163,100円
2		164,600
3		166,100
4		167,600
5		169,300
6		171,200
7		173,900
8		174,800
9		176,500
10		178,500
11		180,500
12		182,400
13		184,200
14		186,400
15		188,500
16		190,700
17		192,800
18		195,400
19		197,800
20		200,100
21		202,600
22		204,200
23		205,700
24		207,300
25		208,700
26		209,400
27		210,100
28		210,800
29		211,600
30		212,700
31		214,600
32		216,400
33		217,800
34		219,800
35		221,800
36		223,800
37		224,700
38		226,600
39		228,500
40		230,300
41		232,200
42		233,900
43		235,600
44		237,300
45		238,200
46		240,000
47		241,800
48		243,600
49		245,200
50		246,700
51		248,200
52		249,400
53		250,400
54		251,900
55		253,400
56		254,800
57		255,900
58		257,200
59		258,400
60		259,600
61		260,900
62		262,300
63		263,600
64		264,900
65		265,900
66		267,400
67		268,900
68		270,400
69		271,800
70		273,200
71		274,600
72		276,000
73		276,900
74		278,200
75		279,500
76		280,800
77		282,100
78		283,300
79		284,400
80		285,500
81		286,600
82		287,800
83		289,900
84		290,200
85		291,100
86		292,100
87		293,100
88		294,100
89		294,900
90		295,800
91		296,700
92		297,600
93		298,000
94		298,800
95		299,600
96		300,400
97		301,300
98		302,100
99		302,900
100		303,700
101		304,500
102		305,000
103		305,500
104		305,900
105		306,100
106		306,300
107		306,600
108		306,800
109		307,000
110		307,300
111		307,500
112		307,800
113		308,000
114		308,300
115		308,600
116		308,900
117		309,100
118		309,400
119		309,700
120		309,900
121		310,100
122		310,300
123		310,500
124		310,700
125		310,900
126		311,100
127		311,300

128		311,500
129		311,700
130		311,900
131		312,100
132		312,300
133		312,500
134		312,700
135		312,900
136		313,100
137		313,300
138		313,500
139		313,700
140		313,900
141		314,100
142		314,300
143		314,500
144		314,700
145		314,900
146		315,100
147		315,300
148		315,500
149		315,700
150		315,900
151		316,100
152		316,300
153		316,500
154		316,700
155		316,900
156		317,100
157		317,300

備考 この表は、教育職員に適用する。□

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第3条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年枚方市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち枚方市職員給与条例附則に7項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の7項を加える。

6 当分の間、60歳に達した日後最初の4月1日（附則第8項において「特定日」という。）以後における職員の給料月額は、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定による当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受けける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。）とする。

7 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律又は条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 (2) 医療職給料表の適用を受けける職員
 (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職にある職員。

4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

8 法第28条の2 第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第10項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日の給料月額（以下この項及び次項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日の給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。

9 前項の規定による給料の額及び特定日給料月額の合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受けける給料月額」とする。

10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項に規定する職員を除く。）であつて、前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

11 附則第8項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第6項の規定の適用を

受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。

12 前6項に定めるもののほか、附則第6項又は附則第8項の規定が適用される職員との均衡上特に必要があると認められる職員についての附則第6項の規定による給料月額又は附則第8項の規定による給料その他の前6項の規定の施行に要する事項は、規則で定める。

第5条のうち枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）附則に6項を加える改正規定中「附則第7項」を「附則第6項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の枚方市職員給与条例（以下「新給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。この場合において、同条の規定による改正前の枚方市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、この条例の施行の日以後最初の給料の支給の日に支給する。

報告第34号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)3月27日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第30号 議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の意思決定について

- 21 -

臨時代理第30号

議会の議決事項（枚方市附属機関条例の一部改正について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月8日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 22 -

枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔 前 略 〕

別表2の表に次のように加える。

枚方市支援教育充実審議会	生活上又は学習上の困難を有する児童及び生徒への学校教育における指導及び支援の充実に関する調査審議会	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 教育に関する専門的知識を有する者 (3) 福祉に関する専門的知識を有する者 (4) 臨床心理に関する専門的知識を有する者 (5) 関係団体を代表する者 (6) 公募による市民
--------------	---	-------	--

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

臨時代理第30号参考資料

枚方市附属機関条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新(改正後)					旧(現行)				
別表(第1条、第2条関係)					別表(第1条、第2条関係)				
1 市長の附属機関 〔表略〕					1 市長の附属機関 〔表略〕				
名 称	担 任 事 務	委 員 の 定 数	委 員 の 構 成	委 員 の 委嘱期間	名 称	担 任 事 務	委 員 の 定 数	委 員 の 構 成	委 員 の 委嘱期間
枚方市教育振興基本計画策定審議会	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	枚方市教育振興基本計画策定審議会	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
枚方市支援教育充実審議会	生活上又は学習上の困難を有する児童及び生徒への学校教育における指導及び支援の充実に関する調査審議会	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 教育に関する専門的知識を有する者 (3) 福祉に関する専門的知識を有する者 (4) 臨床心理に関する専門的知識を有する者 (5) 関係団体を代表する者 (6) 公募による市民						

議案第24号

「学校トイレ整備における基本的な考え方」の策定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年（2023年）3月27日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

別紙1のとおり

- 25 -

議案第25号

「学校施設のエレベーター整備等に関する方針」の策定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年（2023年）3月27日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

別紙2のとおり

- 26 -

議案第26号

「令和5年度学校園の管理運営に関する指針」の策定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年（2023年）3月27日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

別紙3のとおり

- 27 -

議案第27号

「枚方版ICT教育モデル」の一部改訂について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年（2023年）3月27日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

別紙4のとおり

- 28 -

学校運営協議会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第11号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年（2023年）3月27日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 29 -

1. 内容

委嘱理由 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議し、その実施に向け、対象学校の保護者及び対象学校が所在する地域の住民等の参画の促進や連携の強化を図ることにより「地域とともににある学校づくり」を推進するため、「学校運営協議会」を教育委員会の附属機関として設置。地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の各分野から選出した委員を対象学校の同協議会の委員として委嘱する。

委嘱委員 次ページのとおり

委嘱期間 令和5年（2023年）4月1日から
令和6年（2024年）3月31日まで

- 30 -

学校運営協議会委員名簿

※任期：令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日

枚方小学校学校運営協議会		氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	加藤 吉和 (かとう よしかず)	枚二校区コミュニティ協議会副会長	地域住民	5期目	
2	平井 義一 (ひらい よしかず)	枚二校区事務次長	地域住民	5期目	
3	白砂 行浩 (しらすなが ゆきひろ)	枚方第二小学校PTA会長	保護者	1期目	
4	田中 理恵 (たなか りえ)	枚二校区コミュニティ協議会事務局	学校の運営に資する活動を行う者	1期目	
5	岡田 直美 (おかだ なおみ)	枚二校区コミュニティ協議会評議員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目	

蹉跎小学校学校運営協議会		氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	鈴木 康寛 (すずき やすひろ)	さだ枚方子どもいきいき広場代表	地域住民	5期目	
2	中江 栄一 (なかえ えいいち)	蹉跎小学校PTA会長	保護者	1期目	
3	稻岡 真弓 (いなおか まゆみ)	蹉跎小学校前PTA会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目	

香里小学校学校運営協議会		氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	森 政義 (もり まさよし)	香里校区コミュニティ協議会会长	地域住民	3期目	
2	保賀 仁美 (またが ひとみ)	香里小学校PTA会長	保護者		
3	能勢 淳 (のせ じゅん)	香里校区コミュニティ協議会書記	学校の運営に資する活動を行う者	1期目	

春日小学校学校運営協議会		氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	大瀧 真一 (おおたき しんいち)	春日校区コミュニティ協議会副会長	地域住民	5期目	
2	平沼 健治 (ひらぬま けんじ)	京阪広野自治会会长	地域住民	5期目	
3	相見 知宏 (あいみ ともひろ)	春日小学校前PTA会長	保護者	2期目	
4	原田 政美 (はらだ まさみ)	春日小学校元PTA副会長	保護者	1期目	
5	橋本 久枝 (はしもと ひさえ)	元教職員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目	

桜丘小学校学校運営協議会		氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	三瀬 吉彦 (みせ よしひこ)	桜野地区 区長代理	地域住民	5期目	
2	浜 直也 (はま なおや)	桜丘小学校PTA会長	保護者	1期目	
3	井内 通朗 (いうち みちろう)	桜丘中学校桜美会会長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目	
4	長谷川 通子 (はせがわ みちこ)	スポーツ推進委員	学校の運営に資する活動を行う者	5期目	
5	渡邊 美智代 (わたなべ みちよ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	1期目	

山田小学校学校運営協議会		氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	東郷 宏司 (とうごう ひろし)	山田校区コミュニティ協議会会長	地域住民	5期目	
2	山口 真貴子 (やまぐち まきこ)	山田小学校PTA会長	保護者	1期目	
3	竹内 尚子 (たけうち なおこ)	民生委員児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目	
4	大川 尚子 (おおかわ なおこ)	大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	5期目	

明倫小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
西 信次 (にし のぶじ)	明倫校区コミュニケーション協議会会長	地域住民	5期目
岡田 幸子 (おかだ さちこ)	明倫小学校PTA会長	保護者	1期目
森本 清子 (もりもと きよこ)	明倫校区福祉委員会会長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
山田 長正 (やまだ ながまさ)	常翔啓光学園中学校・高等学校長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
藤田 佳久 (ふじた よしひさ)	梅花女子大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	5期目

殿山第一小学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
福川 姫路子 (ふくかわ ひろこ)	殿山第一校区コミュニケーション協議会会計	地域住民	2期目
岩永 恵子 (いわなが めぐみ)	殿山第一小学校PTA会長	保護者	1期目
木立 英行 (きだち ひでゆき)	元大阪教育大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	4期目
辻坂 智矢 (つじさか ともや)	元学校歯科医	学校の運営に資する活動を行う者	4期目
土橋 知幸 (つちはし ともゆき)	殿山第一小学校元PTA会長	学校の運営に資する活動を行う者	4期目

殿山第一小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
松本 英史 (まつもと えいじ)	殿二校区コミュニケーション協議会会長	地域住民	1期目
坂下 明宏 (さかした あきひろ)	殿山第二小学校元PTA会長	保護者	1期目
山田 恵子 (やまだ けいこ)	殿山第二校区コミュニケーション協議会 会計	地域住民	5期目
4 定別當 光 (じょうべつとう ひかる)	殿二校区コミュニケーション防犯部会	学校の運営に資する活動を行う者	5期目

樟葉小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 (たき もと しげとし)	樟葉校区コミュニケーション協議会会長	地域住民	1期目
2 (あかさき ゆうさく)	樟葉小学校PTA会長	保護者	1期目
3 (かわしま はるみ)	樟葉校区民主委員会委員会長	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
4 (くぼ やよい)	民生委員主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

津田小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 生嶋 良子 (いくしま りょうこ)	民生児童委員津田校区長	地域住民	2期目
2 青島 弘 (あおしま ひろし)	津田小学校PTA幹事	保護者	1期目
3 長村 幹夫 (ながむら みきお)	津田校区コミュニケーション協議会会長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
4 大林 康二 (おおばやし こうじ)	津田校区青少年部会会長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目

水室小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 吉田 勝 (よしだ まさる)	水室校区コミュニケーション協議会会長	地域住民	3期目
2 井村 善行 (いむら よしゆき)	尊延寺区長	地域住民	5期目
3 谷口 勝己 (たにぐち かつみ)	穂谷区長	地域住民	1期目
4 久野 由美子 (ひさの ゆうこ)	水室小学校PTA会長	保護者	1期目
5 重村 敦子 (しげむら あっこ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

山之上小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 高木 良知 (たかぎ よしとも)	山之上校区コミュニケーション協議会会長	地域住民	3期目
2 村上 拓 (むらかみ たく)	山之上小学校PTA会長	保護者	2期目
3 中 作平 (なか さくへい)	枚方市消防団副団長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
4 田中 香世子 (たなか かよこ)	更正保護女性会幹事	学校の運営に資する活動を行う者	5期目

牧野小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 上田 悅次 (うえだ ゆうじ)	牧野校区コミニティ協議会会長	地域住民	2期目
2 中川 望 (なかがわ のぞみ)	牧野小学校副PTA会長	保護者	2期目
3 鶴田 進 (かごた すすむ)	牧野小学校PTA会長	保護者	1期目
4 野村 忠志 (のむら ただし)	元PTA会長 自治会長	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

交北小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 太田 和司 (おおた かずじ)	交北校区コミニティ協議会代表	地域住民	2期目
2 内海 高広 (うちみ たかひろ)	枚方・交野地区保護司	地域住民	2期目
3 篠田 美紀恵 (しのだ みきえ)	交北小学校PTA副会長	保護者	1期目
4 藤田 久佳 (ふじた よしひさ)	梅花女子大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	3期目
5 田代 志保 (たしろ しほ)	山田中学校区地域教育協議会会长	学校の運営に資する活動を行う者	5期目

香陽小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 津浦 啓子 (つうら けいこ)	香陽校区コミニティ協議会会长	地域住民	5期目
2 千賀 鉄章 (せんが てつあき)	香陽小学校PTA会長	保護者	1期目
3 貞利 富士美 (せんり ふじみ)	香陽校区コミニティ協議会副会長 校区福祉委員会会長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
4 (さだとし ふじみ)			
5 (たしろ しほ)			

招提小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 永野 恵 (ながの めぐみ)	たけべーひろば会長	地域住民	2期目
2 嶋田 雅人 (しまだ まさと)	招提小学校PTA会長	保護者	1期目
3 赤井 智 (あかい さとる)	甲南女子大学 国際学部教授	学校の運営に資する活動を行う者	4期目

中宮小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 温水 松二 (ぬくみず まつじ)	中宮校区福祉委員会会長	地域住民	2期目
2 澤田 美和 (さわだ みわ)	中宮小学校前PTA会長	保護者	1期目
3 福丸 三二 (ふくまる みつじ)	中宮校区コミニティ自主防災会会长	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

小倉南小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 横田 義則 (よこた よしのり)	元市議会議員	地域住民	1期目
2 小山 幸雄 (こやま ゆきお)	小倉校区コミニティ協議会元会長	地域住民	2期目
3 石井 星志 (いしい せいじ)	小倉小学校元PTA会長	保護者	5期目
4 水野 瑞 (みずの しよう)	小倉小学校元PTA会長	保護者	5期目
5 中城 あさ代 (なかじょう あさよ)	元小学校長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

樟葉南小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 井本 由之 (いもと よしゆき)	樟葉南校区コミニティ協議会会长	地域住民	2期目
2 渡部 駿一 (わたなべ けんいち)	樟葉南小学校PTA会長	保護者	1期目
3 榛尾 智津子 (ひの ちづこ)	元主任兒童委員	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
4 古城 香苗 (こじょう かなえ)	元主任兒童委員	学校の運営に資する活動を行う者	4期目

樟葉西小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 川口 孝美 (かわぐち たかみ)	学校開放運営委員長	地域住民	2期目
2 中園 佐和子 (なかぞの さわこ)	学校開放委員會書記	地域住民	2期目
3 横田 学 (よこた まなぶ)	樟葉西小学校PTA会長	保護者	1期目
4 井上 糜樹 (いのうえ えいじゅ)	光善寺保育園長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目

樟葉西小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
1 竹田 純子 (たけだ じゅんこ)	樟葉西校区コミニティ協議会会計	地域住民	5期目
2 上野 孝廣 (うえの たかひろ)	樟葉西小学校PTA会長	保護者	1期目
3 中山 延恵 (なかやま のぶえ)	くずはおはなしを語る会代表	学校の運営に資する活動を行う者	5期目

田口山小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
市川 洋子 (いちかわ ようこ)	地域エプロンクラブ代表	地域住民	4期目
西郷 純 (さいごう みのり)	田口山小学校PTA会計	保護者	2期目
吉村 洋史 (よしむら ゆうじ)	田口山小学校PTA会長	保護者	2期目
入江 秀年 (いりえ ひでとし)	田口山校区コミュニケーションディ交通対策協議会支部長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

西牧野小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
矢葺 勉 (やぶき つとむ)	西牧野校区コミュニケーションディ協議会会長	地域住民	5期目
佐竹 真衣 (さたけまい)	西牧野小学校PTA副会長	保護者	1期目
藤友 一成 (ふじとも いつせい)	西牧野体育振興会会长	学校の運営に資する活動を行う者	3期目

川越小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
坂口 孝司 (さかぐち たかし)	川越校区コミュニケーションディ協議会会長	地域住民	5期目
松永 安司 (まつなが やすじ)	川越校区コミュニケーションディ協議会南支部事務局	地域住民	5期目
木本 いづみ (きもと いづみ)	PTA会員	保護者	2期目
渡邊 安彦 (わたなべ やすひこ)	枚方市青少年育成指導員 校区代表	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
谷村 雅子 (たにむら まさこ)	民生委員児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	5期目

蹉跎東小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
桑原 武志 (くわはら たけし)	蹉跎東校区コミュニケーションディ協議会事務局長	地域住民	5期目
服部 まどか (はっとり まどか)	蹉跎東校区コミュニケーションディ協議会元会長	地域住民	5期目
神野 観月 (おきの みづき)	蹉跎東小学校PTA本部会計	保護者	5期目
渡辺 道男 (わたなべ みちお)	保護司 元中学校長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
森本 朝子 (もりもと ともこ)	民生委員児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
(もりもと ともこ)	枚方子どもいきいき広場代表	学校の運営に資する活動を行う者	5期目

桜丘北小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
伊牟田 洋子 (いむた ようこ)	桜丘北小子どもいきいきスクール主任	地域住民	5期目
入江 秀光 (いりえ ひでのみ)	桜丘北小学校PTA会長	保護者	2期目
横山 亜津子 (よこやま あつこ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
塙田 亜由美 (つかだ あゆみ)	民生児童委員 校区長	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

津田南小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
小川 晃司 (おがわ こうじ)	津田南校区コミュニケーションディ体育振興委員会長	地域住民	2期目
鳴津 麻里子 (なづ まりこ)	津田南小学校PTA副会長	保護者	2期目
中村 美琴 (なかむら みづみ)	いきいきつなみプラザ会長	学校の運営に資する活動を行う者	4期目
芝田 実 (しばた みのる)	保護司	学校の運営に資する活動を行う者	4期目

樟葉北小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
水本 有紀子 (みずもと ゆきこ)	樟葉北校区コミュニケーションディ協議会会長	地域住民	2期目
村上 真紀 (むらかみ まき)	楠葉北小学校PTA会長	保護者	1期目
青木 博 (あおき ひろし)	安全監視ボランティア	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

船橋小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
辻林 洋一 (つじばやし よういち)	校区コミュニケーションディ協議会広報部会長	地域住民	2期目
沼田 通子 (ぬまた みちこ)	民生児童委員	地域住民	4期目
伊勢 正子 (いせ まさこ)	校区コミュニケーションディ協議会地域部会会長	地域住民	2期目
寺尾 陽子 (てらお ようこ)	船橋小学校PTA副会長	保護者	1期目
井崎 重文 (いざき しげふみ)	学校薬剤師	学校の運営に資する活動を行う者	2期目

菅原東小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
山田 和子 (やまだ かずこ)	民生委員児童委員	地域住民	2期目
森本 愛 (もりもと あい)	菅原東小学校PTA会長	保護者	1期目
奥 康秀 (おく こうしゅ)	元自主防災委員	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
多治川 勝 (たじかわ まさる)	地域住民	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

山田東小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
津田 正 (つだ ただし)	山田東校区コミュニケーションディ協議会前会長	地域住民	5期目
早川 孝 (はやかわ たかし)	山田東校区コミュニケーションディ協議会会長	地域住民	5期目
石川 敏 (いしかわ たけし)	山田東小学校PTA会長	保護者	1期目
晴秀 スポーツ推進委員 (せいしゅ はるひで)	学校の運営に資する活動を行う者	5期目	1期目
喜代美 元小学校長 (のせき きよみ)	元小学校長	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

藤阪小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
高光 幸治 (たかみつ こうじ)	藤阪校区コミュニケーションティ協議会幹事	地域住民	5期目
寺嶋 廣次 (てらしま ひろつぐ)	藤阪校区副区長藤阪校区コミュニケーションティ協議会議員	地域住民	5期目
近藤 千恵 (こんどう えい)	藤阪小学校PTA副会長	保護者	5期目
山口 泉 (やまぐち いずみ)	校区福祉委員会副会長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
都築 征一 (つづき せいいち)	おやじの会会长	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
平野小学校学校運営協議会	所属、役職等	分野	摘要
浜田 垦 (はまだ たかし)	平野校区コミュニケーションティ協議会会長	地域住民	5期目
常 隼人 (つね はやと)	平野小学校PTA会長	保護者	4期目
荒木 富美子 (あらき ふみこ)	平野校区コミュニケーションティ協議会副会長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
神田 真弓 (かんだ まゆみ)	民生委員主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
山本 修司 (やまもと しゅうじ)	元小学校長	学校の運営に資する活動を行う者	5期目
長尾小学校学校運営協議会	所属、役職等	分野	摘要
奥田 かずえ (おくだ かずえ)	長尾校区コミュニケーションティ協議会副会長	地域住民	2期目
石割 大介 (いしわり だいすけ)	長尾小学校PTA会長	保護者	1期目
椿垣 幸生 (ひがき ゆきお)	地域住民代表	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
東香里小学校学校運営協議会	所属、役職等	分野	摘要
前田昌信 (まえだ まさのぶ)	東香里校区コミュニケーションティ協議会幹事	地域住民	2期目
雲川 真美 (くもかわ まみ)	東香里小学校PTA副会長	保護者	1期目
清水 文子 (しみず ふみこ)	子ども会校区長	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
田辺 久信 (たなべ ひさのぶ)	大阪樟蔭女子大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
伊加賀小学校学校運営協議会	所属、役職等	分野	摘要
植田 真二 (うえだ しんじ)	伊加賀校区コミュニケーションティ協議会顧問	地域住民	4期目
政野 真紀 (まさの まき)	伊加賀小学校PTA会長	保護者	1期目
伊吹 直代 (いぶき なおよ)	校区福祉委員会	学校の運営に資する活動を行う者	4期目

西長尾小学校学校運営協議会

氏名	所属、役職等	分野	摘要
原田 敏 (はらだ さとし)	校区福祉委員会会長	地域住民	4期目
川端 幸恵 (かわばた ゆきえ)	西長尾小学校PTA会長	保護者	1期目
兒島 昌雄 (こじま まさお)	高野山大学特任教授	学校の運営に資する活動を行う者	2期目
禁野小学校学校運営協議会	所属、役職等	分野	摘要
森田 吉彦 (もりた よしひこ)	中宮北校区コミュニケーションティ協議会会長	地域住民	2期目
森 崇 (もり たかし)	高陵校区コミュニケーションティ協議会会長	地域住民	2期目
金田 亜紀 (かなだ あき)	禁野小学校PTA副会長	保護者	1期目
廣木 玲子 (ひろもと れいこ)	関西外国语大学国際交流部事務部長	学校の運営に資する活動を行う者	2期目